

NEWS

THE TETSUJIN NEWS

株式会社東部がお届けするインフォメーション・レター

発行所 株式会社東部鉄人ニュース事務局
神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4
TEL.042-764-4128
FAX.042-762-9593
編集 鈴木明子
http://www.tobu21.co.jp

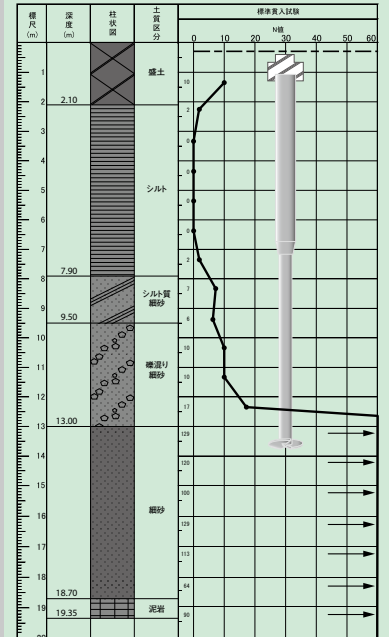
Vol.39
2013
11月号

つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!



だから選ばれる...鋼管杭基礎「e-pile」!

ボーリング柱状図



某マンション新築工事

工事名	某 マンション新築工事
施工地	横浜市港北区
用途	共同住宅
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上3階



心より感謝いたします。



☆ご採用いただき、誠に有り難うございました。

杭の種類

- φ355.6 mm Dw750 mm L=13.0m 4set
- φ318.5 mm Dw650 mm L=13.0m 7set
- φ267.4 mm Dw650 mm L=13.0m 2set

本物件は、幹線道路に面した場所に建設されるマンション新築工事の基礎杭工事です。現場造成杭とe-pile工法での比較検討となりました。e-pile工法の、「短工期・コンパクト施工・現場美化」、等を高く評価頂き採用して頂きました。

元請様には搬入誘導等ご協力いただき、安全且つ無事に工事を完了することが出来ました。

環境性、経済性、革新性で選ばれる「e-pile」。

国土交通省大臣認定工法

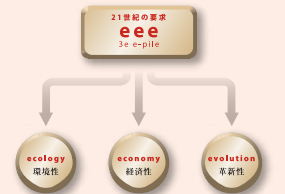


鋼管杭基礎総合メーカー

Tobu, 株式会社 東部
http://e-pile.com

3e

e-pile工法は鋼管杭の特徴である長い支持力性、安全性、高品質、短工期などの優位性の他、3eをテーマとしたecology (環境性)、economy (経済性)、evolution (革新性)を兼ね備えた21世紀型の最良工法です。



エコマーク認定

e-pileはエコマーク認定商品です。「エコマーク認定」は、財団法人日本環境協会が商品の環境性能を評価し、「環境保全」に役立つものとして厳しい審査をクリアしたもののだけが与えられる称号です。



排土量が少ない鋼管杭
エコマーク認定番号
第08131022号



Tobu, 鋼管杭基礎総合メーカー
株式会社 東部
http://www.tobu21.co.jp

■ 本社

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1507-5
TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971

■ 地盤評価センター

TEL.042-785-2811 FAX.042-785-2810

■ 施工管理センター

TEL.042-764-4122 FAX.042-762-8975

■ 相模原機材センター

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1285-1
TEL.042-785-2812 FAX.042-785-2813

■ 本店/経理室

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4
TEL.042-764-4128 FAX.042-762-9593



11月18日～22日は製品安全総点検週間です

概要

経済産業省は、毎年11月の1週間を「製品安全総点検週間」としており、製品を安全に使用するための周知活動を実施しています。

今年度は11月18日(月)から22日(金)までの1週間に、東京にて第8回製品安全総点検セミナーを開催するほか、全国の各経済産業局、NITE(ナイト:独立行政法人製品評価技術基盤機構)においても、製品安全に関する様々なイベント等を実施し、全国レベルで注意喚起を行います。

経済産業省本省における取組

(1)製品安全に関するパネル・事故品等の展示

本館1階財務省側ロビーに於いて、製品安全に関するパネル・事故品の展示、事故事例映像の放映、リーフレットの配布。

【日程】平成25年11月18日(月)～11月22日(金)

【場所】経済産業省本省1階財務省側ロビー

(2)ホームページを通じた製品安全に関する啓発活動
 製品安全ガイドホームページにて製品安全に関する情報提供
 ※「製品安全ガイド」で検索

(ホームページ)

http://www.meti.go.jp/product_safety/

(3)製品安全に関するポスターの展示

【日程】平成25年11月18日(月)～11月22日(金)

【場所】東京メトロ、東京モノレール、羽田空港

各経済産業局における主な取組

(1)製品安全に関するポスター及びパネルの展示、リーフレットの配布

(2)ホームページを通じた製品安全に関する啓発活動

(3)製品安全に関するセミナーの開催

詳しくは経済産業省のホームページをご確認ください。

ワンポイント 健康コラム

結核は昔の病気と思いませんか?



最近、結核患者を肺炎と誤診され、感染が広がってしまったニュースがありました。結核はいまだに国内で年間2万人以上が発症している現在の病気なのです。自分はBCGを受けているから大丈夫と思いがちですが、BCGの結核予防効果は10～10数年とされており、小児の結核予防には効果がありますが、成人の結核に対する予防効果は高くないとされています。

Q.結核ってなに?

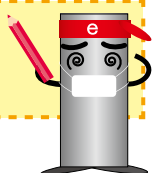
A. 結核菌という細菌が体の中に入ることによって起こる病気です。

Q.どんな症状がでるの?

A. 初期の症状はかぜと似ていますが、せき、痰(たん)、発熱(微熱)などの症状が長く続くのが特徴です。また、体重が減る、食欲がない、寝汗をかくなどの症状もあります。さらにひどくなると、だるさや息切れ、血の混じった痰(たん)などが出始め、呼吸困難に陥って死に至ることもあります。

CHECK!

- 咳(せき)が2週間以上続く 体がだるい
痰(たん)がでる(痰に血が混ざる) 微熱が続く



Q.うつるの?

A. 結核は感染症なので、発病するとうつす可能性があります。ただし、病状によって異なります。結核を発病している人が、せきやくしゃみをする時飛沫(しぶき)と共に結核菌が飛び散り、それを他の人が吸い込むことにより「感染」します。

Q.「感染」と「発病」ってどう違うの?

A. 結核菌を吸い込んでも必ず「感染」するわけではありません。多くの場合、体の抵抗力により追い出されます。しかし、しぶとく菌が体内に残ることがあります。その場合、免疫が結核菌を取り囲み「核」を作ります。「結核」という名の由来はそこにあります。結核菌が体内に残っていても、ほとんどの場合、免疫によって封じ込められたままであり、一生発病しません。こうして菌が体内に潜伏し、封じ込められたまま活動していない状態のことを「感染」といいます。「感染」したからといって、全ての人が「発病」するとは限りません。「発病」とは感染した後、結核菌が活動を始め、菌が増殖して体の組織を冒してゆくことです。症状が進むと、せきや痰(たん)と共に菌が空気中に吐き出される(排菌)ようになります。ただし、「発病」しても「排菌」していない場合は、他の人に感染させる心配はありません。

Q.結核かも・・・どうしたらいいの?

A. 初期症状はかぜと似ていますが、2週間以上、せきや痰(たん)、微熱が続くようなら、早めに病院にかけましょう。お近くの結核予防会の病院等にかかることができます(診療日、診療時間等は各施設へお問い合わせ下さい)。お住まいの近くに結核予防会の病院等がない場合は、最寄りの保健所に問い合わせをすれば、地域で結核診療が可能な病院を教えてください。

参照:公益財団法人結核予防会より

経理マンが行く



だんだんと、紅葉が美しくなってきましたが、気象庁の長期予報によりますと、この冬は冬型の気圧配置が強まると予想され、ほぼ全国的に気温が平年よりやや低い、寒い冬になり、日本海側では雪の量がやや多くなる見通しとのことです。昼夜の温度差があるときは風邪を引きやすいのでお体にお気をつけてください。

経理・税務 事務暦

10月31日

- ・8月決算法人の確定申告
 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
 ・2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
 <消費税・地方消費税>
 ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
 <消費税・地方消費税>
 ・2月決算法人の中間申告
 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
 ・消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告
 <消費税・地方消費税>
 ・消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

10月中において市町村の条例で定める日

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

11月11日

- ・10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

11月15日

- ・所得税の予定納税額の減額申請

11月中において各都道府県の条例で定める日

- ・個人事業税の納付(第2期分)

11月11日～17日

- ・税を考える週間

12月2日

- ・所得税の予定納税額の納付(第2期分)
- ・特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
- ・9月決算法人の確定申告
 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
 ・3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
 <消費税・地方消費税>
 ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 ・3月決算法人の中間申告
 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>…半期分
 ・消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
 ・消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

※掲載しているスケジュールが急に変更される場合もありますので、必ずお近くの税務署などにご確認ください。